

## 県民の皆様へ

昨日（3月17日）、政府の対策本部が開催され、今月21日をもって全ての都道府県においてまん延防止等重点措置が終了することが決定をされました。

政府は、全国の感染状況について、減少傾向にあるとしながらも、最大限の警戒が必要としています。現状を見ますと、直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数は、ほとんどの都道府県で100人を大きく上回っている状況です。

島根県においても、1月27日からの、まん延防止等重点措置の期間中に感染者数は大きく減少したものの、その後、県東部での感染確認が続き、高止まりしている状況にあります。県内においても感染の再拡大が懸念される状況にあると認識しています。

従って、現状では、このまま第6波が収束に向かうと判断するのは早計であると考えています。

加えて、春休みや年度末、年度始めの時期とも重なり、人の移動が幅広い年代で活発になることから、感染拡大のリスクが今以上に高まるという状況にあります。

こうした全国と県内の感染状況や、基本的対処方針を踏まえ、引き続き、これまでの「島根県の対応」について、これを継続する形でお願いすることとします。

改めて、特にお願いしたい事項について申し上げます。

### 1. 都道府県をまたぐ移動

都道府県をまたぐ不要不急の移動は、帰省も含めて、極力控えてください。

特に、春休み期間における県外からの帰省については、感染再拡大の大きな要因となりかねないため、やむを得ない事情がある場合を除き、控えてください。

### 2. 家庭や職場等での健康管理

明日からの3連休以降、進学、就職、転勤などで県外から転居さ

れる方が多くなります。

転居された方を含めて、県民の皆様には、改めて体調管理に十分注意し、発熱や風邪等の症状がある場合は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又は県の「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関をできるだけ早く受診していただくようお願いいたします。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底してください。

また、県内では、学校及び児童福祉施設におけるクラスターの発生も増加しております。保護者の皆様には、引き続き、お子さんの健康管理や感染防止対策の徹底をお願いいたします。

### 3. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

- (1) 飲食の際の人数を、4人以下としてください。県西部地域と隠岐地域の飲食店等の利用については、飲食の際の人数の上限をこれまでの4人以下から、8人以下とします。

ただし、感染状況を踏まえ、大田市以西の県西部地域と隠岐地域の飲食店等を利用する場合には、8人以下としてください。

この人数制限については、自宅で食事をされている関係にある同居家族等が飲食店等を利用する場合は、適用除外とします。この扱いは、県内全ての地域を対象とします。

- (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間以内としてください。
- (3) 帰省された方を含め、県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えていただくようお願いいたします。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

県としましては、全国と県内の感染状況を注視し、国や他の都道府県、医療機関、市町村等と十分に連携しながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そしてワクチンの追加接種等の円滑な推進、傷んだ地域経済の回復に全力で取り組んでいく考えでありますので、引き続き、まだ第6波が収束していない、再拡大のリスクに直面しているという点にご理解をいただきまして、県民の皆様のご協力をお願いします。

令和4年3月18日

島根県知事 丸山達也